

よこはま型若者自立塾スーパーバイザー設置要綱

制定 令和4年9月2日こ青育第564号（こども青少年局長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、よこはま型若者自立塾スーパーバイザーの設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) よこはま型若者自立塾スーパーバイザー（以下「スーパーバイザー」という）
よこはま型若者自立塾事業利用者の支援方針の適正化を図るため、支援員等に対し助言を行う者をいう。
- (2) 事業利用者
「よこはま型若者自立塾事業実施要綱」の第3条に定める事業対象者のうち、事業利用の登録を行った者をいう。
- (3) 支援員等
よこはま型若者自立塾を運営する法人の職員等のうち、よこはま型若者自立塾の利用者を支援する支援員及び相談員をいう。
- (4) 支援検討会議
「よこはま型若者自立塾事業実施要綱」第10条に定める。
- (5) 連絡調整会議
「よこはま型若者自立塾事業実施要綱」第11条に定める。

（職務）

第3条 スーパーバイザーは、支援検討会議及び連絡調整会議（以下「会議等」という。）に出席し、次の各号に掲げる事項について、本市及び支援員等に対し助言を行うこととする。

- (1) 事業利用者の自立支援に係る計画・方法等に関すること
- (2) 就労に関すること
- (3) 就学及び修学に関すること
- (4) 障害、病気、発達に関すること
- (5) 社会生活に関すること
- (6) その他要支援者及びその家族への支援に関すること

（守秘義務）

第4条 スーパーバイザーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（就任依頼）

第5条 スーパーバイザーへの就任依頼は、こども青少年局長が行うものとする。

- 2 スーパーバイザーは、横浜市職員の身分を有しない。

（任期）

第6条 スーパーバイザーの任期は1年以内とし、再任を妨げない。

（謝金）

第7条 スーパーバイザーが会議等に出席した際は、予算の範囲内において謝金を支払うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。